

特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、毛呂山町建設工事請負契約約款及び埼玉県土木工事実務要覧（埼玉県土木工事共通仕様書等）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- 1) 工事名 川角駅学園口駅前広場等整備工事
- 2) 工事場所 毛呂山町大字下川原 地内

第 3 条 現場条件は下記のとおりとする。

- 1) 工事施工時は常時交通誘導警備員を配置して、交通誘導には十分に配慮し、発注者及び関係機関と綿密に協議すること。
- 2) 本工事の施工範囲は、東武越生線川角駅学園口改札に隣接しており、学生を中心とした多くの駅利用者が通行することから、発注者及び鉄道事業者と協議し、駅利用者の通行の安全確保に最大限配慮すること。
- 3) 本工事期間中、工事区域内において埋蔵文化財の発掘調査および水道管の埋設工事が実施されることから、受注者はそれぞれの事業者と協議のうえ、各事業が円滑に進むよう工程調整に努めること。
- 4) 駅前広場の施工時等、現道の切り替えや迂回方法について、発注者や関係機関と協議のうえ、可能な限り通行に支障が出ないように努めること。
- 5) 本工事期間中、工事の進捗状況や完成イメージ等について掲示板等を用いて周知することで、駅利用者や地域住民に対し、イメージアップを図ること。
- 6) 工事の完成に際し、開通記念式典等を計画しているため、受注者は式典時の道路の開放等に協力すること。

(共通事項)

第 4 条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事
 - ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
- 2 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 100 万円以上の工事について、建設副産物実態調査のため、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」(<http://www.recycle.jacic.or.jp/>) を利用し「再資源利用計画書（実施書）」「再資源利用促進計画書（実施書）」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）を監督員に提出する。
- 3 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
- 4 建設廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適切に処理されていることを確認するとともに、監督員に提示しなければならない。
- 5 工事において境界杭が支障になる場合は事前に位置を座標にて確認し施工完了後に復元を行うこと。

（建設発生土の搬出）

第 5 条 建設発生土の運搬、処分先は下記の場所とする。

ア 搬出先 黒山石産株式会社 越生町大字黒山 1 1 0

イ 片道運搬距離 1 1 . 5 k m

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告する。

- 2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX 等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第 6 条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンク

リート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

第 7 条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生密粒度アスコン	(20)－50,75 (13)－50,75	表層等
再生粒度調整砕石	40	不陸整正・上層路盤等
再生切込砕石	40	下層路盤等

(CORINS への登録)

第 8 条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上のすべての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣功登録をおこなうものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第9条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(受領書の交付)

第10条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第11条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行うものに対する通知)

第12条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「第11条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第13条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領者に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(案内板等デザインに関する協議)

第14条 受注者は、案内サイン(周辺案内・駅広案内)および記念碑銘板の盤面デザインについて、発注者と協議のうえ決定し作成すること。

(遵守事項)

第 15 条 受注者は、天災地変、戦争、感染症の流行等その他不可抗力による特別な事情を除き、施工体制や施工方法を創意工夫し、定められた工期内に工事を完成させること。

2 受注者は、工事施工にあたり、工事の一部を下請けによって施工する場合は、町内業者を一者以上活用すること。